



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 共同印刷株式会社

代表者名 代表取締役社長 大橋 輝臣

(コード番号 7914 東証プライム)

問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 山田 麗子
(TEL. 03-3817-2525)

業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬制度の一部を改定し、取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員ならびに一部の当社子会社における役付取締役（以下「取締役等」といいます。）に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）へ改定することを決議し、本制度に関する議案を 2025 年 6 月 25 日開催の第 145 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の背景および目的

当社は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2018 年 6 月 28 日開催の第 138 期定時株主総会において BBT 制度の導入についてご承認いただき、今日に至っております。

今般、当社取締役会は、BBT 制度導入当初の目的に加え、取締役等が議決権の行使や配当の権利等の株主の皆様と同様の権利を有することで、より株主の皆様に近い目線での共有を目的として、本制度に改定することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。また、一部の当社子会社における本制度への改定は、当該会社での株主総会の決議、承認を得ることを条件とします。

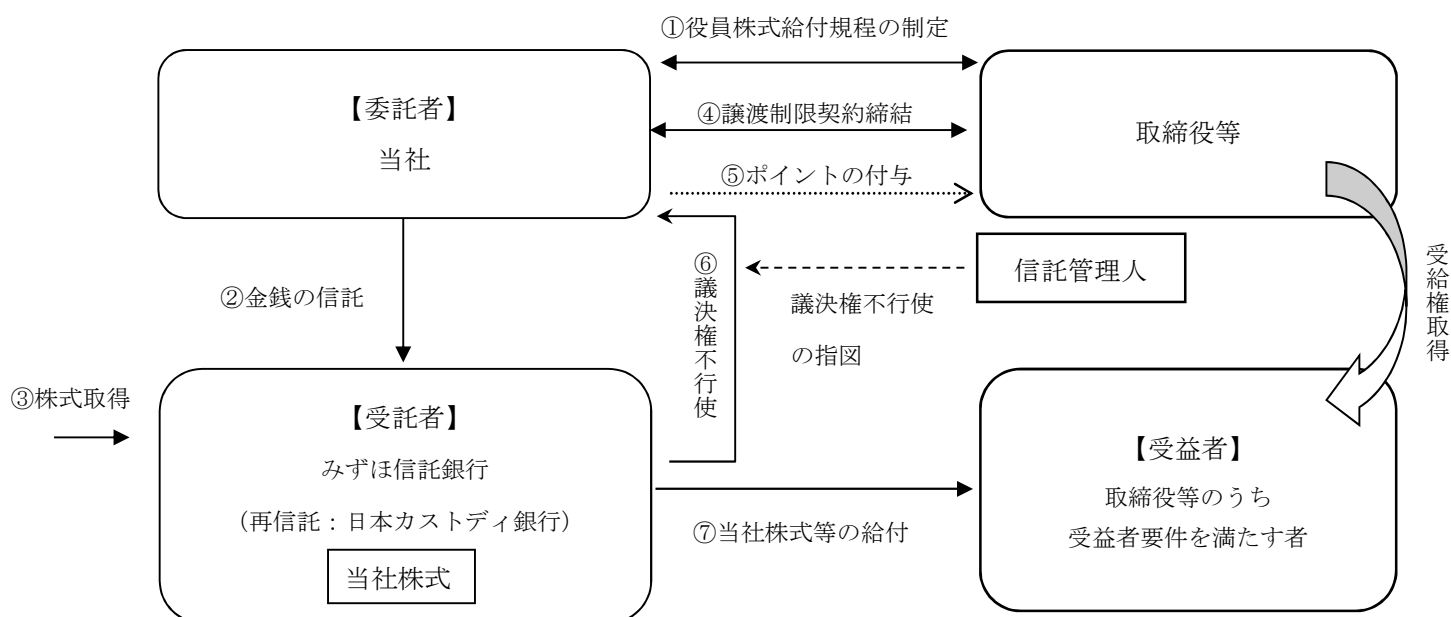
2. 本制度の内容

BBT 制度の内容を下記の通り一部改定し、本制度といたします（BBT 制度の内容につきましては、2018 年 5 月 11 日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBT 制度に基づき設定された信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社および一部の当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、取締役等の退任時とします。本制度への改定に伴い、BBT 制度において取締役等に付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件に、本株主総会后、当社が別途定める時期にその一部について当社株式として給付し、残部は当該取締役等の退任時に当社株式を時価で換算した金額相当の金銭として給付いたします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社および一部の当社子会社は、本株主総会および当該子会社での株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会および当該子会社での株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を改定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、原則として、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨および当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社および一部の当社子会社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

（２）本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の取締役および執行役員ならびに一部の当社子会社における役付取締役とします。ただし、社外取締役および監査役は対象外とします。

（３）取締役等に給付される当社株式数の算定方法とその上限

取締役等には、各事業年度ごとに、役員株式給付規程に基づき役位、計画に対する業績達成度等（指標：営業利益／ROE／株主総利回り（TSR））に応じて定まる数のポイントが付与されます。

取締役等に付与される３事業年度当たりのポイント数の合計は、当社の取締役分として 162,000 ポイント、当社の執行役員分として 144,000 ポイント、子会社の役付取締役分として 36,000 ポイント、合計 342,000 ポイントをそれぞれ上限といたします。これは、現在の役員報酬の支給水準および業績指標の見直し、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、取締役等に付与することができるポイント数の上限および BBT 制度において取締役等に付与済みのポイントにつき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日とする株式分割に伴い調整を行っております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（６）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます。ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。

下記（６）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、受益者確定日時点までに取締役等に対し付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

（４）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、下記（５）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により、これを実施します。

（５）信託金額

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象としてBBT制度を導入しております。BBT制度に基づき、当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式および金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

本制度は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるため、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての上限を設けないこととします。

本議案のご承認の後、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（６）当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等は、役員株式給付規程に定める受益者確定日に所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（３）で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、退任時に当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。当該金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記３．のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、指名報酬委員会の決定により給付を受ける権利のすべてまたは一部を取得できない場合があります。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（７）本信託内の株式に係る議決権

当社経営への中立性を確保するため、本信託勘定内の当社株式に係る議決権については、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。

（８）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から取締役等を退任する日（役員株式給付規程に定める評価対象期間の末日から直後の定時株主総会日の前日までに退任した者にあつては直後の定時株主総会日）までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、取締役等を正当な理由により退任しまたは死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】（ご参考）

- ①名称 : 株式給付信託（BBT）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2018 年 8 月 23 日
- ⑧金銭を信託した日 : 2018 年 8 月 23 日
- ⑨信託の期間 : 2018 年 8 月 23 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上